18）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

19）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

20）本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限日までの間で、受注者は工期の始期及び終期を任意に設定できる。

21）本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや、適正な労働時間確保に関して、賃金・労働時間・労務費の実態調査を行う試行工事（受注者希望方式）である。

22）本工事は、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とした際の、取組の効果や必要となる費用の実態を調査する試行工事である。

23）申請期間中に特定の配置予定技術者等が拘束されることを緩和するため、配置予定技術者の資格等に関する資料を入札期限までに提出し、配置予定技術者に対する要件を満足しているか審査を行う試行工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局における令和７・８年度「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　平成23年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。又は、平成23年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が次の同種工事の施工実績を有していること。

同種工事とは、下記の㋐～㋒の全ての要件を満たす製作・架設の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ―20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

上記㋐～㋒は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外実績かつＣＯＲＩＮＳ登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

⑹　「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「橋梁上部工における生産性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑺　次の１）～４）に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、請負代金が4,500万円未満の工事は専任の義務を要しない。（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合）

本工事は、受注者が工期の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

また、本工事において入札期限までに申請できる配置予定技術者は３名とする。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

３）現場での架設作業に配置する技術者は、平成23年４月１日以降、申請書提出期限日（以下「審査基準日」という。）までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の現場（架設）経験を有する者であること。又は、平成23年４月１日以降、審査基準日までに元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事で上記⑸の同種工事の現場（架設）経験を有する者であること。

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成23年４月１日以降、審査基準日までに上記⑸に掲げる同種工事の現場（架設）経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成23年４月１日以降、審査基準日までに完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

㋐　鋼橋上部工事の施工実績（架設以外も可）

なお、平成23年４月１日以降、審査基準日までに産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。